

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の概要

(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)

背景

- インターネットにおける心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報の数多くの流通
- 出会い系サイトなどへのアクセスによる児童買春等の犯罪被害(平成20年1,516名)
- 親子のジェネレーションギャップから、保護者の課題等に対する認識不足が懸念
- 睡眠時間を削った電子メール利用などによる青少年の生活面等への影響の懸念

基本理念

- 18歳未満の青少年の適切なインターネット活用能力習得
- 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化
- 民間の自主的・主体的取組尊重

基本的な方針

＜インターネット上の新たな問題に応じた迅速な対応＞

- (1)青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進
- (2)保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施
- (3)事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進
- (4)国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進

- 学校における教育・啓発の推進
情報モラル教育等の推進／情報モラル等の指導力の向上／学校における啓発活動の推進／「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進(「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する通知を踏まえた適切な対応)
- 社会における教育・啓発の推進
地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援／ポータルサイトを活用したわかりやすく速やかな情報提供
- 家庭における教育・啓発の推進
「親子のルール作り」など家庭における取組への支援／青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援
- 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等
- 国民運動の展開
社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施／インターネット利用者・事業者の主体的な活動への支援

青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

- 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進
フィルタリング提供義務等の実施徹底／保護者への説明等の推進
- 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングの高度化の推進
携帯電話・PHSのフィルタリングの多様化・改善の推進／携帯電話・PHSのフィルタリングの閲覧制限対象の適正化支援
- フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援
- フィルタリング普及促進のための啓発活動等
- フィルタリング普及状況等に関する調査研究

青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

- 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援
- ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
ガイドライン策定等の体制整備の支援／効率的かつ円滑な活動実現のための支援／レーティング・ゾーニングの取組の支援
- 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援
- 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援
- その他の活動に対する支援

その他の施策

- サイバー犯罪の取締り等の推進
取締り推進及び体制強化／捜査等のための良好な協力関係の構築推進
- 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
インターネット・ホットラインセンターを通じた削除等の対応依頼推進／事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の検討支援
- 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
青少年等からの相談等への対応／名誉毀損・プライバシー侵害対応の支援
- 迷惑メール対策の推進
法の着実な執行その他の総合的な対策実施／国際連携の推進／チェーンメール対策の周知啓発
- 国内外における調査

推進体制等

- 国における推進体制(内閣総理大臣の下連携・協力)
- 地方公共団体・保護者・事業者・民間団体等との連携体制の活用
- 国際的な連携の促進
- 基本計画の見直し(毎年フォローアップ、3年後を目処に見直し)